



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

- ▽神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則  
 [福祉局国保年金医療課] 4019
- ▽神戸市公印規則の一部を改正する規則  
 [行財政局業務改革課] 4020
- ▽神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則  
 [行財政局組織制度課] 4026

## 訓令

- ▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [行財政局組織制度課] 4031

## 告示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（上津台6丁目自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 4036
- ▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定（認定特定非営利活動法人神戸国際占術協会）  
 [行財政局税務部市民税課] 4036
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（深谷自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 4037
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（南上自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 4037
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（篠原台北自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 4038
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（日下部町部自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 4039
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（舞多間西1丁目北自治会）  
 [企画調整局つなぐラボ] 4039

## 公 告

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（デュオこうべ浜の手受変電設備改修他工事） [行財政局契約監理課] 4041
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東部市場工業用水設備更新工事）  
 [行財政局契約監理課] 4043
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（加納町3丁目交差点改良工事）  
 [行財政局契約監理課] 4045
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西部市場解体処理設備改修工事）  
 [行財政局契約監理課] 4048
- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（北五葉2丁目地区他污水管改築更新工事）  
 [行財政局契約監理課] 4050
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（観瀑橋補修工事）  
 [行財政局契約監理課] 4054
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西事業所受変電設備改修工事）  
 [行財政局契約監理課] 4057
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西部市場大動物けい留所改修工事）  
 [行財政局契約監理課] 4059
- ▽事業計画の変更（神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業） [都市局地域整備推進課] 4061
- ▽施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の縦覧（神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業） [都市局地域整備推進課] 4063
- ▽公募型プロポーザル方式による契約の締結（東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業）  
 [建設局下水道部経営管理課] 4063
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（上筒井小学校こどもひろば整備電気設備工事） [行財政局契約監理課] 4075
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西部市場逆洗・処理水槽他改修工事）  
 [行財政局契約監理課] 4077

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（行幸町1丁目地区污水管改築更新工事） [行財政局契約監理課] 4080
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（ポートアイランド処理場 中央監視設備用他PLC改修） [行財政局契約監理課] 4082
- ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（六甲アイランドリバーモールⅠ期 北・中央ゾーン緊急遮断弁整備） [行財政局契約監理課] 4083
- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 [経済観光局農政計画課] 4084
- ▽王子動物園の使用料の免除 [建設局王子動物園] 4085
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市サーバ仮想化基盤構築・運用業務一式） [企画調整局デジタル戦略部] 4085
- ▽開発行為に関する工事の完了（神戸市西区 玉津町高津橋字原724番、725番1、725番4） [都市局指導課] 4086

## 水 道 局

- ▽神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 4087
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 [水道局配水課] 4102
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定 [水道局配水課] 4102
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（灘（篠原本町他）配水管新設取替工事） [水道局配水課] 4103
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（神崎川ポンプ場場内整備工事） [水道局施設課] 4105

## 交 通 局

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（学園都市駅照明設備更新工事） [交通局経営企画課] 4108
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（西神・山手線三宮駅2番線ホーム柱サインエージ調達・設置） [交通局経営企画課] 4110

## 人 事 委 員 会

- ▽昇格に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局任用課] 4115
- ▽神戸市職員採用試験（選考）案内 [人事委員会事務局任用課] 4119

規 則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第27号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年5月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、<u>令和3年12月31日</u>とする。</p>	<p>神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、<u>令和3年9月30日</u>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第28号

神戸市公印規則の一部を改正する規則

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（補助機関等の印）</p> <p>第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第217条第1項</u>に規定する危機管理監</p> <p>(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則第2条第2項に規定する医療・新産業本部の長及び同規則</p>	<p style="text-align: center;">（補助機関等の印）</p> <p>第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(1), (2) [略]</p> <p>(3) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第212条第1項</u>に規定する危機管理監</p> <p>(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則第2条第2項に規定する医療・新産業本部の長及び同規則</p>

第137条に規定する会計室の長

- (5) 神戸市事務分掌規則第158条第1項に規定する事業所及びその長
- (6)～(11) [略]

別表第2（第3条，第10条関係）

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10の2	債権 徴収 事務 専用 市長 の印	隸書	方24	国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の滞納処分に関する事務	行財政局税務部収税課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
31	[略]	[略]	[略]	建設局 建設事	[略]

第135条に規定する会計室の長

- (5) 神戸市事務分掌規則第157条第1項に規定する事業所及びその長
- (6)～(11) [略]

別表第2（第3条，第10条関係）

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
31	[略]	[略]	[略]	建設局 建設事	[略]

				務所において行う道路の管理に関する事務，宅地造成工事の規制，検査及び許可に関する事務（建設局防災課の所管に属するものを除く。） ，河川の管理に関する事務，公園の使用許可					務所において行う道路の管理に関する事務，宅地造成工事の規制，検査及び許可に関する事務（建設局防災課の所管に属するものを除く。） ，河川の管理に関する事務，公園の使	
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

				に 関 す る 事 務 並 び に 公 園 管 理 会 等 に 関 す る 事 務	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38の 3	[略]	[略]	[略]	保 険 料 そ の 他 の 収 入 金 の 賦 課 （ 保 険 料 率 の 決 定 に 関 す る こ と を 除 く 。） 及 び 徴 収 ， 保 険 料 そ の 他 の 徴 収 金 の 徴 収	[略]

				用 許 可 に 関 す る 事 務 並 び に 公 園 管 理 会 等 に 関 す る 事 務	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38の 3	[略]	[略]	[略]	保 険 料 そ の 他 の 収 入 金 の 賦 課 （ 保 険 料 率 の 決 定 に 関 す る こ と を 除 く 。） 及 び 徴 収 ， 保 険 料 そ の 他 の 徴 収 金 の 徴 収	[略]

				の嘱託及び嘱託を受けること並びに保険料その他の徴収金の滞納処分に係る資料の調査に関する事務	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

				の嘱託及び嘱託を受けること並びに保険料その他の徴収金の滞納処分に関する事務	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 (第4条, 第10条関係)

別表第3 (第4条, 第10条関係)

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
62	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
62の	福祉	隸書	方15	福祉事	行財政

様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主 管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
62	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]



2	事務 所長 の印			務所長 の権限 に属す る公用 文	局業務 改革課						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式10の次に次の1様式を加える。

様式10の2

債権徴収
神戸市
長之印
事務専用

様式62の次に次の1様式を加える。

様式62の2

神戸市
福祉事務
所長之印

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第29号

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則

神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 本庁の組織	第2章 本庁の組織
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 市長室(第3条— <u>第6条</u> )	第2節 市長室(第3条— <u>第7条</u> )
第3節 危機管理室( <u>第7条</u> )	第3節 危機管理室( <u>第8条</u> )
第4節 企画調整局( <u>第8条</u> —第20条)	第4節 企画調整局( <u>第9条</u> —第20条)
第5節 行財政局(第21条— <u>第41条</u> )	第5節 行財政局(第21条— <u>第40条</u> )
第6節 文化スポーツ局( <u>第42条</u> — <u>第45条</u> )	第6節 文化スポーツ局( <u>第41条</u> — <u>第44条</u> )

第7節 福祉局（第46条—第55条）

第8節 健康局（第56条—第61条）

第9節 こども家庭局（第62条—第67条）

第10節 環境局（第68条—第74条）

第11節 経済観光局（第75条—第82条）

第12節 建設局（第83条—第99条）

第13節 都市局（第100条—第114条）

第14節 建築住宅局（第115条—第126条）

第15節 港湾局（第127条—第136条）

第3章 会計室の組織（第137条・第138条）

第4章 区役所の組織（第139条—第150条）

第5章～第7章 [略]

附則

（行財政局行政管理課）

第26条 行財政局行政管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

第7節 福祉局（第45条—第54条）

第8節 健康局（第55条—第59条）

第9節 こども家庭局（第60条—第64条）

第10節 環境局（第65条—第71条）

第11節 経済観光局（第72条—第80条）

第12節 建設局（第81条—第97条）

第13節 都市局（第98条—第112条）

第14節 建築住宅局（第113条—第124条）

第15節 港湾局（第125条—第135条）

第3章 会計室の組織（第136条・第137条）

第4章 区役所の組織（第138条—第150条）

第5章～第7章 [略]

附則

（行財政局行政管理課）

第26条 行財政局行政管理課は、次に掲げる事務を文章する。

(1)～(4) [略]

(行財政局税務部収税課)

第40条 行財政局税務部収税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること  
(他の所管に属するものを除く。)

(3) [略]

(福祉局国保年金医療課)

第52条 福祉局国保年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民健康保険に関すること (他の所管に属するものを除く。)

(2)～(5) [略]

(区役所総務部まちづくり課等)

第140条 [略]

2 北神区役所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(10) [略]

(11) 国民健康保険に関すること  
(他の所管に属するものを除く。)  
(北区役所の所管区域に関することを含む。)

(12)～(19) [略]

3 [略]

(区役所総務部保険年金医療課)

第142条 東灘区役所、灘区役所、中

(1)～(4) [略]

(行財政局税務部収税課)

第40条 行財政局税務部収税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) [略]

(福祉局国保年金医療課)

第52条 福祉局国保年金医療課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民健康保険に関すること。

(2)～(5) [略]

(区役所総務部まちづくり課等)

第140条 [略]

2 北神区役所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(10) [略]

(11) 国民健康保険に関すること  
(北区役所の所管区域に関することを含む。)

(12)～(19) [略]

3 [略]

(区役所総務部保険年金医療課)

第142条 東灘区役所、灘区役所、中

中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民健康保険に関すること (他の所管に属するものを除く。)

(北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(2)～(5) [略]

(須磨区役所北須磨支所市民課)

第148条 須磨区役所北須磨支所市民課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(14) [略]

(15) 国民健康保険に関すること (他の所管に属するものを除く。)

(16)～(19) [略]

(区役所出張所)

第150条 [略]

2 西神中央出張所の事務分掌は，次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 国民健康保険に関すること (他の所管に属するものを除く。)

(11)～(16) [略]

3、4 [略]

(事務分担)

中央区役所，兵庫区役所，北区役所，長田区役所，須磨区役所，垂水区役所及び西区役所総務部保険年金医療課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民健康保険に関すること (北区役所にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(2)～(5) [略]

(須磨区役所北須磨支所市民課)

第148条 須磨区役所北須磨支所市民課は，次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(14) [略]

(15) 国民健康保険に関すること。

(16)～(19) [略]

(区役所出張所)

第150条 [略]

2 西神中央出張所の事務分掌は，次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 国民健康保険に関すること。

(11)～(16) [略]

3、4 [略]

(事務分担)

第226条 [略]

2～5 [略]

6 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（第2条，第137条及び第139条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は，課等の長又は担当課長が定める。

7～10 [略]

第226条 [略]

2～5 [略]

6 第217条及び第218条に規定する職員以外の職員（第2条，第136条及び第138条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は，課等の長又は担当課長が定める。

7～10 [略]

#### 附 則

この規則は，令和3年10月1日から施行する。

訓 令 甲

訓令甲第8号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長，危機管理監，局長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する局に相当する室（以下単に「局に相当する室」という。）の長，企画調整局医療・新産業本部</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長，危機管理監，局長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する局に相当する室（以下単に「局に相当する室」という。）の長，企画調整局医療・新産業本部</p>

長，建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。），担当局長，区長，北神担当区長，部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。），担当部長，室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。），区役所支所長，西神中央出張所長，事業所長（神戸市事務分掌規則第158条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。），課長（同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。），担当課長，課内室長，課内所長，係長及び担当係長並びに消防局長，教育委員会事務局長，教育次長，監査事務局長，市選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

（部長，担当部長および室長の専決事項）

第6条 [略]

部長，担当部長及び室長共通専決事項～行財政局税務部長専決事項 [略]

行財政局担当部長（市税徴収担

長，建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。），担当局長，区長，北神担当区長，部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。），担当部長，室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。），区役所支所長西神中央出張所長，事業所長（神戸市事務分掌規則第158条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。），課長（同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。），担当課長，課内室長，課内所長，係長及び担当係長並びに消防局長，教育委員会事務局長，教育次長，監査事務局長，市選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

（部長，担当部長及び室長の専決事項）

第6条 [略]

部長，担当部長及び室長共通専決事項～行財政局税務部長専決事項 [略]

行財政局担当部長（市税徴収担



当) 専決事項

(1) 別表第2に定める行財政局担当部長(市税徴収担当)の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の滞納処分の停止又は不納欠損処分(地方税法第15条の7第5項の規定によるものに限る。)に関すること。

福祉局監査指導部長専決事項～  
会計室長専決事項 [略]

(課長, 担当課長, 課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 [略]

課長, 担当課長, 課内室長及び課内所長共通専決事項～行財政局税務部担当課長(滞納整理担当)専決事項 [略]

行財政局税務部担当課長(特別滞納整理担当)専決事項

(1) 別表第2に定める税務部担当課長(特別滞納整理担当)の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の滞納処分(滞納処分の停止に関するものを除く。)に関すること。

(3) 国民健康保険に係る保険料その

当) 専決事項

別表第2に定める行財政局担当部長(市税徴収担当)の決裁区分に属する事項に関すること。

福祉局監査指導部長専決事項～  
会計室長専決事項 [略]

(課長, 担当課長, 課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 [略]

課長, 担当課長, 課内室長及び課内所長共通専決事項～行財政局税務部担当課長(滞納整理担当)専決事項 [略]

行財政局税務部担当課長(特別滞納整理担当)専決事項

別表第2に定める税務部担当課長(特別滞納整理担当)の決裁区分に属する事項に関すること。

他徴収金の徴収猶予に関すること  
(滞納整理に関するものに限る。)。

(4) 国民健康保険に係る徴収金の減免に関すること (滞納整理に関するものに限る。)。

文化スポーツ局スポーツ企画課  
長専決事項～港湾局担当課長  
(整備担当) 専決事項 [略]

(区長等の専決事項)

第10条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険に係る保険料の不納欠損処分に関すること (行財政局担当部長(市税徴収担当)の所管に属するものを除く。) (北区長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(9) [略]

2 [略]

(区役所等の課長及び担当課長の専決事項)

第12条 [略]

区役所の課長及び担当課長共通  
専決事項～区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課長専決  
事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)

文化スポーツ局スポーツ企画課  
長専決事項～港湾局担当課長  
(整備担当) 専決事項 [略]

(区長等の専決事項)

第10条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険に係る保険料の滞納処分の停止又は不納欠損処分に関すること (北区長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(9) [略]

2 [略]

(区役所等の課長及び担当課長の専決事項)

第12条 [略]

区役所の課長及び担当課長共通  
専決事項～区役所(北神区役所を除く。)総務部市民課長専決  
事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)

総務部保険年金医療課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の減額，減免及び徴収猶予（いずれも滞納整理に関するものを除く。），分納誓約，還付並びに充当に関すること（保険年金医療課長にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (3) 国民健康保険に係る保険料その他徴収金の滞納処分に係る資料の調査に関すること（保険年金医療課長にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

区役所（北神区役所を除く。）  
保健福祉部健康福祉課長専決事項～区役所支所担当課長（生活保護担当）専決事項 [略]

総務部保険年金医療課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 国民健康保険に係る保険料の減額，減免，徴収猶予，分納誓約，還付及び充当に関すること（保険年金医療課長にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
- (3) 国民健康保険に係る保険料の滞納処分（滞納処分の停止に関するものを除く。）及びこれに関する資料の調査に関すること（保険年金医療課長にあつては，北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

区役所（北神区役所を除く。）  
保健福祉部健康福祉課長専決事項～区役所支所担当課長（生活保護担当）専決事項 [略]

附 則

この訓令は，令和3年10月1日から施行する。

## 告 示

## 神戸市告示第466号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月29日

神戸市長 久元喜造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

上津台6丁目自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市北区上津台6丁目2番5号

## (3) 代表者の氏名

鈴木 勸之助

## (4) 代表者の住所

神戸市北区上津台6丁目2番5号

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区上津台6丁目34番15号」を「神戸市北区上津台6丁目2番5号」に改める。

## (2) 代表者の氏名

「湯田 力」を「鈴木 勸之助」に改める。

## (3) 代表者の住所

「神戸市北区上津台6丁目34番15号」を「神戸市北区上津台6丁目2番5号」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年4月25日

## 神戸市告示第467号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年9月29日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20210006	令和3年9月27日	認定特定非営利活動法人 神戸国際占術協会

(令和3年3月16日から令和8年3月15日までに支出された寄附金)	理事長 峯山 結実 神戸市兵庫区五宮町15番19号
-----------------------------------	------------------------------

**神戸市告示第468号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
深谷自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市北区八多町深谷920番地
- (3) 代表者の氏名  
仲上 吉則
- (4) 代表者の住所  
神戸市北区八多町深谷290番地

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「向井 正幸」を「仲上 吉則」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市北区八多町深谷220番地の1」を「神戸市北区八多町深谷290番地」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

**神戸市告示第469号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称

南上自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区神出町南88番地の8

(3) 代表者の氏名

飛鳥 日出丸

(4) 代表者の住所

神戸市西区神出町南30番地の3

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「前淵 芳信」を「飛鳥 日出丸」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区神出町南156番地の2」を「神戸市西区神出町南30番地の3」に改める。

3 変更の年月日

令和3年1月10日

---

**神戸市告示第470号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

篠原台北自治会

(2) 主たる事務所

神戸市灘区篠原台18番25号

(3) 代表者の氏名

種田 章江

(4) 代表者の住所

神戸市灘区篠原台21番5号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 令和2年4月12日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「佐藤 義孝」を「廣瀬 須奈夫」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市灘区篠原台21番1号」を「神戸市灘区篠原台17番7号」に改める。

(2) 令和3年5月23日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「廣瀬 須奈夫」を「種田 章江」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市灘区篠原台17番7号」を「神戸市灘区篠原台21番5号」に改める。

---

### 神戸市告示第471号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月30日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

日下部町部自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区道場町日下部23番地

(3) 代表者の氏名

荻谷 ひさよ

(4) 代表者の住所

神戸市北区道場町日下部23番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区道場町塩田1954番地の14」を「神戸市北区道場町日下部23番地」に改める。

(2) 代表者の氏名

「川谷 逸樹」を「荻谷 ひさよ」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区道場町塩田1954番地の14」を「神戸市北区道場町日下部23番地」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月18日

---

### 神戸市告示第472号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月30日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

舞多聞西1丁目北自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番14号

## (3) 代表者の氏名

杉原 範昭

## (4) 代表者の住所

神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番14号

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 平成30年4月29日に変更があった事項及びその内容

## ア 事務所の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目23番16号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番1号」に改める。

## イ 代表者の氏名

「北村 耕一郎」を「柳澤 剛」に改める。

## ウ 代表者の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目23番16号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番1号」に改める。

## (2) 平成31年4月21日に変更があった事項及びその内容

## ア 事務所の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番1号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番12号」に改める。

## イ 代表者の氏名

「柳澤 剛」を「島田 宏」に改める。

## ウ 代表者の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番1号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番12号」に改める。

## (3) 令和2年4月19日に変更があった事項及びその内容

## ア 事務所の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番12号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番13号」に改める。

## イ 代表者の氏名

「島田 宏」を「沖中 貴之」に改める。

## ウ 代表者の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番12号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番13号」に改める。

## (4) 令和3年4月17日に変更があった事項及びその内容

## ア 事務所の住所

「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番13号」を「神戸市垂水区舞多聞西1丁目17番14号」に改める。



- イ 代表者の氏名  
「沖中 貴之」を「杉原 範昭」に改める。
- ウ 代表者の住所  
「神戸市垂水区舞多間西1丁目17番13号」を「神戸市垂水区舞多間西1丁目17番14号」に改める。

公 告

神戸市公告第650号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	デュオこうべ浜の手受変電設備改修他工事
工事場所	神戸市中央区東川崎町1
完成期限	令和4年3月25日
工事概要	デュオこうべ浜の手に設置の受変電設備及び動力制御盤の内部機器取替一式。
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月24日(金)～10月1日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月4日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月5日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月6日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第651号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	東部市場工業用水設備更新工事
工事場所	神戸市東灘区深江浜町1-1
完成期限	令和4年2月15日
工事概要	東部市場工業用水設備更新工事に伴う機械設備工事・電気設備工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般C ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月24日（金）～10月1日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～
------	---

	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月4日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月5日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月6日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第652号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	加納町3丁目交差点改良工事
工事場所	神戸市中央区加納町3丁目～布引町2丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	工事延長L=0.3km 道路土工一式，車道舗装工137㎡，歩道舗装工1,592㎡，街渠工340m， 道路付属物工一式，歩道照明施設工一式，横断歩道橋撤去工1径間
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし，下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお，工事実績がない場合については，65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお，工事実績がない場合については，70点未満とみなす。</li> </ul>

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年9月24日（金）～10月8日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月11日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月12日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月13日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。  
 (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。  
 (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。  
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

## (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第653号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	西部市場解体処理設備改修工事
工事場所	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	西部市場における以下の設備改修にかかる機械電気設備他工事一式 ①小動物自動電撃装置改修工事 小動物自動電撃装置の新設 (既設機器の撤去、付帯電気設備工事、床改修工事を含む) ②油圧昇降作業台床板改修工事 油圧昇降作業台(6台)の床板及びフットペダルの改修
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
施工実績	日本国内において、食肉生産処理設備(と畜解体から保留冷蔵庫までの



	<p>一連の設備)の新設又は更新する工事を元請として平成18年度以降に完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(1)~(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

<p>受付期間</p>	<p>令和3年9月24日(金)~10月5日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時~午後8時) ※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。 ※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時~正午、午後1時~午後</p>
-------------	---

	5時
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月6日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月7日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月8日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

## 神戸市公告第654号

簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	北五葉2丁目地区他污水管改築更新工事
工事場所	神戸市北区北五葉2丁目他
完成期限	令和4年12月15日
工事概要	管きよ更生工 φ250mm L=1129.63m, φ350mm L=289.36m, φ400mm L=83.26m 管きよ工(開削) K1φ200mm L=107.61m, K1φ250mm L=139.42m マンホール工 一式, 取付管及びます工 一式, 付帯工 一式
前 払 金	各会計年度に, 当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は, 簡易型(実績確認型)総合評価落札方式を適用し, 開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で, 当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また, 配置予定技術者については, 次の①及び②に該当する技術者とする事。 ① 上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。 ② 下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会), 下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)又は, 下水道管きよ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。 (4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に

- 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (5) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点(100点)に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格(消費税相当額を除く。以下同じ。)で除す次式で得られた評価値により行う。 $\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 10,000,000 \text{ (小数点第4位切捨て)}$

### 4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年9月24日(金)～10月8日(金) ※神戸市の休日を守る条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月11日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月12日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参又は事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年10月12日（火）午後3時まで
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年10月11日（月）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年10月12日（火）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書きし、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年10月12日（火）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年10月13日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年10月20日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がいる場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

#### 10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

#### 11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

### 神戸市公告第655号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

工事名	観瀑橋補修工事
工事場所	神戸市中央区葺合町
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	橋長L=10.5m ひび割れ補修工 一式、断面修復工 一式、ボルト取替工 112本 ほか

前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年9月24日（金）～10月1日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

## 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月4日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月5日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月6日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。



神戸市公告第656号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	西事業所受変電設備改修工事
工事場所	神戸市西区平野町向井字祇園尾100番地
完成期限	令和4年3月4日
工事概要	西事業所の受変電設備改修工事一式。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p>

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月24日（金）～10月1日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月4日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月5日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月6日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第657号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	西部市場大動物けい留所改修工事
工事場所	神戸市長田区苅藻通7丁目1-20
完成期限	令和4年1月28日
工事概要	西部市場大動物けい留所改修工事、これに伴う塗装工事、建具改修工事、電気・機械設備工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で

- あること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課(電話番号078-322-5147)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月24日(金)～10月1日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月4日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月5日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月6日（水）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

**神戸市公告第662号**

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 市街地再開発事業の種類及び名称

(1) 市街地再開発事業の種類

第二種市街地再開発事業

(2) 市街地再開発事業の名称

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業

2 事業施行期間

平成8年10月31日から令和6年3月31日まで

3 施行地区及び工区

## (1) 施行地区

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部、腕塚町5丁目、腕塚町6丁目、腕塚町7丁目の一部、久保町4丁目の一部、久保町5丁目、久保町6丁目、久保町7丁目の一部、二葉町4丁目の一部、二葉町5丁目、二葉町6丁目の一部、二葉町7丁目の一部、駒ヶ林町1丁目の一部、駒ヶ林町2丁目の一部及び駒ヶ林町3丁目の一部

## (2) 工区

## ア 腕塚5第1工区

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部及び腕塚町5丁目の一部

## イ 腕塚5第2工区

神戸市長田区腕塚町5丁目の一部

## ウ 腕塚5第3工区

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部及び腕塚町5丁目の一部

## エ 久保5工区

神戸市長田区久保町4丁目の一部及び久保町5丁目

## オ 二葉5第1工区

神戸市長田区二葉町4丁目の一部、二葉町5丁目の一部及び駒ヶ林町1丁目の一部

## カ 二葉5第2工区

神戸市長田区二葉町4丁目の一部及び二葉町5丁目の一部

## キ 腕塚6第1工区

神戸市長田区腕塚町6丁目の一部及び腕塚町7丁目の一部

## ク 腕塚6第2工区

神戸市長田区腕塚町6丁目の一部及び腕塚町7丁目の一部

## ケ 久保6第1工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

## コ 久保6第2工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

## サ 久保6第3工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

## シ 二葉6第1工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部及び二葉町7丁目の一部

## ス 二葉6第2工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部及び駒ヶ林町2丁目の一部

## セ 二葉6第3工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部、二葉町7丁目の一部、駒ヶ林町2丁目の一部及び駒ヶ林町3丁目の一部

## 4 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

## 5 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所内

6 事業計画の決定の年月日

平成8年10月31日

7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日

令和3年9月21日

**神戸市公告第663号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第55条第1項の規定により、兵庫県知事から神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年9月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 縦覧の場所

神戸市都市局市街地整備部都市整備課

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

2 縦覧の時間

午前8時45分から午後5時30分まで

**神戸市公告第664号**

公募型プロポーザル方式（技術提案・交渉方式）により契約を締結するので、次のとおり公告します。

なお、当該契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約です。

令和3年9月29日

神戸市長 久元喜造

1 応募に付する事項

事業名	東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業
事業場所	神戸市東灘区魚崎浜町43-3（本場） 神戸市東灘区魚崎南町2丁目1-23（管理本館）
事業方式	本事業の事業手法は、以下に挙げる4種類により構成している。 ①DBO方式（Design, Build, Operate）：汚泥脱水設備等・導管注入設備 ②包括的民間委託：汚泥処理設備等 ③公設民営：バイオマス受入設備

事業内容	<p>④民設民営：消化ガス有効利用設備</p> <p>(1) 設計業務</p> <p>①汚泥脱水設備等に係る実施設計業務</p> <p>②バイオマス受入設備に係る実施設計業務</p> <p>③導管注入設備の撤去に係る実施設計業務</p> <p>④消化ガス有効利用設備に係る実施設計業務</p> <p>⑤上記に関連して必要となる業務</p> <p>(2) 施工業務</p> <p>①汚泥脱水設備等の改築工事</p> <p>②バイオマス受入設備の改築工事</p> <p>③導管注入設備の撤去工事</p> <p>④消化ガス有効利用設備の設置工事</p> <p>⑤上記に関連して必要となる業務</p> <p>(3) 維持管理・運營業務</p> <p>①汚泥脱水設備等の維持管理業務（委託レベル3）</p> <p>②汚泥処理設備等の維持管理業務（委託レベル2）</p> <p>③バイオマス受入設備の維持管理・運營業務</p> <p>④消化ガス有効利用設備の維持管理・運營業務</p>
事業期間	<p>(1) 設計業務（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備） 設計業務委託契約の締結日から令和4年10月14日まで</p> <p>(2) DBO方式（汚泥脱水設備等・導管注入設備）</p> <p>①本業務に係る施工期間 本業務の施工は、工事請負契約の締結日から業務を開始し、汚泥脱水設備等の改築工事及び導管注入設備の撤去工事の完了は、以下のとおりである。 なお、汚泥脱水設備等の既設に対する委託レベルは2とし、改築後の委託レベルを3とする。</p> <p>ア 汚泥脱水設備及び補機設備：令和11年3月31日</p> <p>イ 関連設備：令和14年3月31日</p> <p>ウ 導管注入設備（撤去）：令和6年3月31日</p> <p>②本業務に係る維持管理期間 令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。</p> <p>(3) 包括的民間委託（汚泥処理設備等） 令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。</p> <p>(4) 公設民営（バイオマス受入設備）</p> <p>①本業務に係る施工期間 バイオマス受入設備は、既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可を本市が取得した後から令和8年3月31日まで。</p> <p>②本業務に係る維持管理・運營業務期間</p>



	<p>令和8年4月1日から令和26年3月31日までの18年間とする。</p> <p>また、事業者は、業務開始までに維持管理・運営に必要な産業廃棄物処分業の許可を有していること。</p> <p>(5) 民設民営（消化ガス有効利用設備）</p> <p>①本業務に係る設計期間 本業務の設計期間は、消化ガス有効利用事業契約（設計業務）が締結された日から令和4年10月14日までとする。</p> <p>②本業務に係る施工期間 消化ガス有効利用事業契約（維持管理・運營業務）が締結された日から令和6年3月31日まで。</p> <p>③本業務に係る維持管理・運営期間 令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。</p>
<p>事業者の収入と支払い</p>	<p>(1) 設計業務（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備）</p> <p>①本市は優先交渉権者に対して、汚泥脱水設備等、バイオマス受入設備、導管注入設備（撤去）に係る設計業務に対価を支払う。</p> <p>②事業者は消化ガス有効利用設備に係る設計業務に対して、消化ガス有効利用事業で得る収入から設計業務委託費を充当すること。</p> <p>(2) DBO方式（汚泥脱水設備等・導管注入設備）</p> <p>1) 施工業務 本市は事業者に対して、本事業の施工業務に係る対価を施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して、本市が設定する支払限度額内にて支払うものとする。</p> <p>2) 維持管理業務 本市は、維持管理業務に対して毎月1回支払いを行うものとする。</p> <p>(3) 包括的民間委託（汚泥処理設備等）</p> <p>1) 維持管理業務 本市は、維持管理業務に対して毎月1回支払いを行うものとする。</p> <p>(4) 公設民営（バイオマス受入設備）</p> <p>1) 施工業務 本市は事業者に対して、本業務の施工業務に係る対価を施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して、本市が設定する支払限度額内にて支払うものとする。</p> <p>2) 事業者の収入 事業者は、自らの提案によって仕様を定め、バイオマス受入設備の整備を行い、地域バイオマスの受入れに対して、その受入れ代金を収入とする。</p> <p>3) 本市への支払い 事業者は、バイオマス受入設備を使用することに対し、使用料を本市に支払うこと。</p> <p>また、事業者は、バイオマスを汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備で処分</p>

	<p>することに対し、本市に処分料を支払うこと。</p> <p>バイオマス受入設備の使用料は、事業者の提案による仕様により決定する。使用料の算定は、当該設備の月額償却費とする。</p> <p>なお、使用料は既存施設と同等の場合は530千円/月（税抜（参考値））とする。</p> <p>バイオマス処分料は、汚泥処理経費及び汚泥焼却経費により決定する。</p> <p>なお、処分料は530円/m<sup>3</sup>（税抜（参考値））※とする。</p> <p>※処分料については、議会議決の上、決定するものとする。</p> <p>(5) 民設民営（消化ガス有効利用設備）</p> <p>1) 事業者の収入</p> <p>事業者は、自らの提案によって整備した消化ガス有効利用設備を用いて事業を実施し、その事業で収入を得るものとする。</p> <p>2) 本市への支払い</p> <p>事業者は、消化ガス購入代金及び消化ガス有効利用設備の設置に必要な敷地等並びに水道に対する使用料を支払うものとする。</p> <p>なお、消化ガスの購入単価は、7.0 円/Nm<sup>3</sup>（税抜）を下限値とする。</p>
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
事業費に係る参考額	<p>①設計業務委託費：40,000,000円（税抜）</p> <p>②汚泥脱水設備等及び導管注入設備の撤去</p> <p>ア 施工業務：3,650,000,000円（税抜）</p> <p>③汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等</p> <p>ア 維持管理業務：5,440,000,000円（税抜）</p> <p>④バイオマス受入設備</p> <p>ア 施工業務：技術対話時に各応募者に通知</p>
その他	(1) 本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）に基づき、設計及び施工並びに維持管理・運営業務を行うものであり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に施工並びに維持管理・運営業務に係る各種契約を締結する。

## 2 参加する者に必要な資格

本事業の応募者は、一次審査書類の受付締切日までに参加資格要件を全て満たすこと。

応募者の構成	<p>① 応募者は、単独企業または複数の企業から構成し、以下の役割を果たすこと。</p> <p>ただし、1社が複数の役割を果たすことを妨げない。</p> <p>ア 本事業の設計を行う企業</p>
--------	---

イ 本事業の施工を行う企業

ウ 本事業の維持管理を行う企業

エ 本事業の維持管理・運営を行う企業

- ② 応募者を構成する企業数は、基本的に制限を設けない。
- ③ 応募者は、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。
- ④ 応募者は、本事業の施工を行う企業から代表企業を定めること。また、代表企業は本市との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行うこと。
- ⑤ 応募者は、一次審査等の書類の提出時に、各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。なお、代表企業をはじめ、各種役割を担う企業（以下「構成企業」という。）の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。
- ⑥ 応募者を構成する構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。
- ⑧ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア） 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア） 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

参加資格要件	
共通	<p>① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167号の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 代表企業及び構成企業は、以下の条件を満たすこと。 ア 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）。</p> <p>③ 応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>④ 応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。</p> <p>⑤ 応募者の構成企業のいずれかが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がないものであること。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社東京設計事務所</li> <li>・アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業</li> </ul>
設計業務	<p>1) 設計業務を実施する者</p> <p>① 施工に関する設計を自ら行う予定の場合</p> <p>ア 「4) 施工を実施するもの①共通」に示す各工事を担当する各構成企業が、以下の（ア）から（ウ）のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者（以下「設計技術者」という。）を当該設計に配置できること。管理技術者と設計主任技術者は兼務することができるが、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。なお、この場合において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼務することができる。本工事に関する設計を設計受託者に委託する予定の場合、「4) 施工を実施するもの」に示す各施工を担当する構成企業が、以下の（ア）から（ウ）のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者を当該設計に配置できること。その場合、予定設計受託者が設計主任技術者及び照査技術者を配置すること。なお、この場合において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。</p> <p>（ア） 技術士（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子</p>

部門のいずれか、又は総合技術監理部門（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか）の資格を有する者であること。

(イ) R C C M（選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれか）の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、(ア) 又は(イ) 相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

② 本工事に関する設計を構成企業（建設コンサルタント）が行う場合、当該建設コンサルタントは、以下の条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）。

イ 以下の(ア) から(ウ) のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者及び設計主任技術者並びに照査技術者を当該設計に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。

(ア) 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道部門—下水道」とする。））の資格を有する者であること。

(イ) R C C M（選択部門は下水道とする。）の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、(ア) 又は(イ) 相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

ウ 平成18年度以降に、汚泥脱水設備の実施設計業務（機械設備、電気設備の工種を含むものに限る。）の履行実績があること。

2) 建設コンサルタントに設計の一部を委託する場合

① 当該建設コンサルタントは、以下の条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること（規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）。

イ 以下の(ア) から(ウ) のいずれかを満たす、設計に係る設計主任技術者及び照査技術者を当該設計に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。

(ア) 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）、

	<p>又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道部門-下水道」とする。))の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) RCCM(選択部門は下水道とする。)の資格を有する者であること。</p> <p>(ウ) 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)で、ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。</p> <p>② 設計内容に応じて以下の条件を満たすこと。</p> <p>ア 平成18年度以降に、汚泥脱水設備の実施設計業務(機械設備、電気設備の工種を含むものに限る。)の履行実績があること。</p>
<p>施工業務</p>	<p>①共通</p> <p>ア 機械設備工事及び電気設備工事の各工事において、各工事を担当する構成企業が当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置すること。</p> <p>イ 神戸市工事請負入札参加資格を有すること(規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)</p> <p>②機械</p> <p>ア 機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値通知書(本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。)における総合評定値が、機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上、かつ水道施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>ウ 下水道法上の終末処理場のうち、汚泥脱水設備の固形物量が日最大10t/日以上終末処理場において、脱水機の新設又は更新を元請として、平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>③電気</p> <p>ア 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>イ 下水道法上の終末処理場において、汚泥処理に係る電気設備工事(自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。)又は汚泥処理に係る機械設備工事における動力制御盤(自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。)を元請けとして平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、いずれも補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。</p>
<p>維持管理業務</p>	<p>維持管理業務を単独で実施する者は、以下に示す要件について、いずれ</p>

<p>(汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等)</p>	<p>にも該当すること。ただし複数の構成企業で維持管理業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業（以下、「維持管理に係る代表企業」という。）とする。維持管理業務に係る構成企業は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>① 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>② 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。</p> <p>③ 平成18年度以降、下水道法上の終末処理場の汚泥処理施設の維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、維持管理業務を実施した実績が一次審査書類の提出日において、1年以上あること。</p>
<p>維持管理・運営業務（バイオマス受入設備）</p>	<p>維持管理・運営業務を単独で実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし複数の構成企業で維持管理・運営業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業（以下、「維持管理・運営に係る代表企業」という。）とし、維持管理・運営業務に係る構成企業は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>① 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>② バイオマス受入にあたり、業務開始までに運営に必要な産業廃棄物処分業の許可を有していること。</p>
<p>維持管理・運営業務（消化ガス有効利用設備）</p>	<p>維持管理・運営業務を単独で実施する者は、以下に示す要件を満たすこと。ただし複数の構成企業で維持管理・運営業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業（以下、「維持管理・運営に係る代表企業」という。）とし、維持管理・運営業務に係る構成企業は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>① 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p>

3 優先交渉権者の選定に関する事項

<p>評価基準</p>	<p>評価基準として、技術提案書に係る評価項目及びその配点に係る評価方法及びその配点を設定する。詳細は募集要項による。</p>
<p>選定方法</p>	<p>合計評価点が最上位である応募者を優先交渉権者として選定する。なお、合計評価点の最も高いものが2人以上あるときは、くじびきにより優先交渉権者を選定する。この場合、当該応募者がくじを引かない場合は、本件事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。</p> <p>また、優先交渉権者に選定されなかった応募者のうち、審査基準を満たす者に対しては、交渉権者として選定された旨及び技術評価順位を電子メールにより通知する。</p>

4 事業に関する事務を担当する部局

(1) 事務を担当する部局

郵便番号651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階

神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号078-806-8036）

（以下「経営管理課」という。）

#### 5 事業に参加する者に必要な資格の審査等

この事業に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法並びに当該契約書等の閲覧及び貸与については、募集要項等によります。

#### 6 募集要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間	令和3年9月29日（水）から11月12日（金） ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時
交付場所	経営管理課及びホームページ
交付方法	無料交付 ホームページより入手する場合は、神戸市ホームページ内の本工事に関するホームページ（ <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/higashinada2021.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/higashinada2021.html</a> ）に掲載するので、ダウンロードすること。

#### 7 事業に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年9月29日（水）から11月12日（金） ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時
提出場所	経営管理課

#### 8 技術提案書及び見積書提出の日時及び方法

日時	令和3年12月21日（火）から12月22日（水）午前9時から正午、午後1時から午後5時
方法	経営管理課への持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）による。

#### 9 審査結果の公表

日付	令和4年3月28日（月）
方法	ホームページ及び電子メールによる。
場所	経営管理課

#### 10 優先交渉権者決定後の手続き

##### (1) 見積合せ

見積合せ	設計業務委託契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去）
日付	令和4年4月11日（月）



場 所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部第1会議室を予定
-----	--

(2) 基本協定等の締結

契 約	(1) 基本協定 (2) 設計業務委託契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去）） (3) 消化ガス有効利用事業契約（設計業務）
日 付	令和4年4月13日（木）
場 所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部第1会議室を予定

(3) 設計及び価格協議

内 容	技術提案に基づく設計内容及び見積額と参考額の乖離をなくすことを目的として、価格協議を行う。
期 間	令和4年4月13日（木）から10月14日（金）

(4) 設計業務完了検査

対 象	設計成果及び見積書並びに見積条件書
日 付	令和4年10月14日（金）まで
場 所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部第1会議室を予定

(5) 価格交渉

内 容	<p>設計業務の完了検査合格後速やかに価格交渉を行う。</p> <p>① 価格交渉の結果、最終的な見積書等の金額が予定価格を下回った場合で、かつ各契約の締結に向けて各種条件等に照らして問題がない場合は、本市と優先交渉権者との交渉が成立したこととする。</p> <p>② 価格交渉が成立した場合は、優先交渉権者以外の交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を電子メールにより通知する。</p> <p>③ 価格交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としない。なお、価格交渉は前出の日時において成立することを想定しているが、当該日時に交渉が成立しない場合、見積書等を見直し交渉を行うものとする。この交渉は設計業務完了後30日以内（休日を除く。）までに成立に至らなかった場合は、価格交渉を不成立とする。</p> <p>④ 価格交渉が不成立となった場合は、技術評価点の次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を電子メールにより通知した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。</p>
-----	---

日付	令和4年10月17日（月）まで
場所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部第1会議室を予定

## (6) 見積合せ

見積合せ	(1) 工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去） (2) 維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等） (3) 消化ガス有効利用事業契約（施工業務，維持管理・運營業務）
日付	令和4年11月16日（水）
場所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部第1会議室を予定

## (7) 各契約の締結

契約	(1) 基本契約 (2) 工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去） (3) 維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等） (4) バイオマス受入事業契約（維持管理・運營業務）※ (5) 消化ガス有効利用事業契約（施工業務，維持管理・運營業務）
日付	令和4年11月18日（金） ※バイオマス受入事業契約（維持管理・運營業務）は、基本契約締結日から バイオマス受入事業の維持管理・運營業務開始日までに締結する。
場所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部第1会議室を予定

## 11 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 12 その他

募集要項の内容は、神戸市ホームページ内の本事業に関するホームページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/higashinada2021.html>）により見るすることができます。

## 18 Summary

Subject matter of the contract	Works and Maintenance and management service of sludge treatment at Higashinada Sewage Treatment Plant.	
The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation	5:00 P.M. 12 November, 2021	
The date and time for the negotiator decision	1:00 P.M. 28 March, 2022	
A contact point where tender documents are	Operations Section, Management Division, Sewage Works Department, Public Construction Projects Bureau, Kobe City	

available	Government Concordia 3F, 3-1-7 Isobe-dori, Chuo-ku, Kobe, Japan 651-0084 TEL +81-78-806-8036
-----------	---

神戸市公告第665号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	上筒井小学校こどもひろば整備電気設備工事
工事場所	神戸市中央区野崎通1丁目1
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	上筒井小学校こどもひろば整備に伴う電気設備工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落

札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月29日（水）～10月5日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月6日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月7日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月8日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」

	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第666号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	西部市場逆洗・処理水槽他改修工事
工事場所	神戸市長田区苅藻通7丁目1-20
完成期限	令和4年3月25日
工事概要	西部市場の以下の設備改修に伴う機械電気設備工事一式。 ①オゾン設備改修 ・オゾン発生装置及び配管改修に伴う機械電気設備工事一式。 ②汚水処理設備改修 ・脱水助剤貯留槽及び配管改修に伴う機械電気設備工事一式。 ③工水処理設備改修 ・逆洗用処理水槽及び配管改修に伴う機械電気設備工事一式。 ・サンプリングポンプ及び配管改修に伴う機械電気設備工事一式。 ・残留塩素計及び配管改修に伴う機械電気設備工事一式。

前払金	請負金額の4割以上（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
施工実績	卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき設置する中央卸売市場又は地方卸売市場のと畜設備（注）における排水処理施設の設置工事又は整備工事を、元請け、下請けを問わず平成18年度以降に施工した実績があること。 （注）ここでいうと畜設備は、食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された機械設備をいう。
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月29日（水）～10月8日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） ※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。 ※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月11日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月12日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月13日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

### 神戸市公告第667号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

工事名	行幸町1丁目地区污水管改築更新工事
工事場所	神戸市須磨区行幸町1丁目
完成期限	令和4年7月29日
工事概要	管きょ更生工 φ200mm L=5.99m, φ250mm L=708.30m φ300mm L=144.64m マンホール工一式, 取付管及びます工一式, 付帯工一式
前払金	各会計年度に、当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②に該当する技術者とする事。 ① 上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。



- ② 下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会), 下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)又は, 下水道管きょ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。
  - (4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。
    - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
    - ・なお, 工事实績がない場合については, 65点未満とみなす。
  - (5) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。
    - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
    - ・なお, 工事实績がない場合については, 70点未満とみなす。
- ※なお, (4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは, 契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお, (2)(4)(5)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月29日(水)~10月12日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く, 電子入札システムの稼動時間内(午前9時~午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月13日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月14日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月15日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第668号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 随意契約に係る特定役務の名称

ポートアイランド処理場 中央監視設備用他PLC改修

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 随意契約の相手方を決定した日

令和3年8月23日

5 随意契約の相手方の氏名及び住所

三菱電機株式会社兵庫支店

支店長 船崎 康正

神戸市中央区浪花町59番地

6 随意契約に係る契約金額

99,000,000円

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

---

神戸市公告第669号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称

六甲アイランドリバーモールI期北・中央ゾーン緊急遮断弁整備

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 随意契約の相手方を決定した日

令和3年8月18日

## 5 随意契約の相手方の氏名及び住所

クボタ機工株式会社大阪支店

支店長 加藤 佳行

兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号

## 6 随意契約に係る契約金額

37,400,000円

## 7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

## 8 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

## 神戸市公告第670号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年9月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	八多町上小名田	ふけ佃	86番 87番1のうち 別図の斜線部分	2,380㎡のうち 38.4㎡ 908㎡のうち 151㎡	農用地区域から除外する。
神戸	北	大沢町日西原	倉ヶ坂	332番4のうち 別図の斜線部分	2,593㎡のうち 50㎡	農用地区域から除外する。
神戸	西	平野町向井	祇園尾	547番のうち 別図の斜線部分	509㎡のうち 43.72㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	岩岡町古郷	白古瀬	1960番36のうち 別図の斜線部分	577㎡のうち 150㎡	農用地区域から除外する。

神戸	西	岩岡町古郷	白古瀬	1963番2 1963番3 1964番1のうち 別図の斜線部分	1,253㎡のうち 98㎡ 461㎡のうち 4㎡ 1,328㎡のうち 30㎡	農用地区域から除外する。
----	---	-------	-----	--	---	--------------

別図は省略する。

**神戸市公告第671号**

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第15条並びに神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第8条第3号及び第9条第3号の規定により、令和3年10月4日（月）においては、動物園について、同条例第8条第1項の許可を受けた者に係る使用料を免除します。

令和3年9月30日

神戸市長 久元喜造

**神戸市公告第683号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年10月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 特定役務の名称及び数量  
神戸市サーバ仮想化基盤構築・運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市企画調整局デジタル戦略部  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年8月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社  
神戸支社長 中田 洋介  
神戸市中央区東町126番地
- 5 落札金額

1,545,600,000円

- 6 落札者を決定した手続  
総合評価落札方式一般競争入札
- 7 入札の公告日  
令和3年4月27日

---

#### 神戸市公告第684号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年10月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区玉津町高津橋字原724番、725番1、725番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府茨木市五日市1-7-27  
株式会社 フードセンターみどり  
代表取締役 竹内 美夫
- 3 許可番号  
令和3年6月25日 第8005号

水 道 局

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月30日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第11号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に該当する扶養親族であつても次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。</p> <p><u>(1) 職員の配偶者，兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</u></p> <p>(2)，(3) [略]</p> <p>3 職員が，他の者と共同して同一人</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に該当する扶養親族であつても次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。</p> <p><u>(1) 民間事業者その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者</u></p> <p>(2)，(3) [略]</p> <p>3 職員が，他の者と共同して同一人</p>

を扶養する場合には、その扶養を受けている者（前項各号に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

4, 5 [略]

（扶養親族の届出）

第9条 [略]

2 前項の届出において、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合、又は従前扶養手当の支給を受けていた職員に前項第1号又は第2号に該当する事実が生じた場合には、扶養親族（異動）届（扶養親族異動修正通知書を含む。様式第1）によるものとする。

3 [略]

4 管理者は、第2項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、職員の扶養親族が前条第1項の扶養親族たる要件を具備していると認定する場合は、扶養手当の月額を決定しなければならない。

5 管理者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第1項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が

を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4, 5 [略]

（扶養親族の届出）

第9条 [略]

2 前項の届出において、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合、又は従前扶養手当の支給を受けていた職員に前項第1号又は第2号に該当する事実が生じた場合には、扶養親族（異動）届（別記様式第1）によるものとする。

3 [略]



適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

(扶養手当の支給方法)

第10条 [略]

2 [略]

3 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(住居手当)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給については、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の適用を受ける職員の住居手当支給の例による。ただし、届出に際する様式については、

(扶養手当の支給方法)

第10条 [略]

2 [略]

3 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(住居手当)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

4 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給については、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の適用を受ける職員の住居手当支給の例による。

様式第2の住居届を用いるものとする。

(通勤手当)

第11条 [略]

2～6 [略]

7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納については、神戸市職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の通勤手当支給の例による。ただし、届出に際する様式については、様式第3の通勤届を用いるものとする。

(単身赴任手当)

第11条の2 [略]

2 [略]

3 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給については、神戸市職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の単身赴任手当支給の例による。

(時間外勤務手当)

第13条 [略]

2～9 [略]

10 所属長が職員に正規の勤務時間外に勤務することを命じようとするときは、時間外勤務命令簿(様式第4)

(通勤手当)

第11条 [略]

2～6 [略]

7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納については、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の適用を受ける職員の通勤手当支給の例による。

(単身赴任手当)

第11条の2 [略]

2 [略]

3 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給については、神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の適用を受ける職員の単身赴任手当支給の例による。

(時間外勤務手当)

第13条 [略]

2～9 [略]

10 所属長が職員に正規の勤務時間外に勤務することを命じようとするときは、時間外勤務命令簿(別記様式

に記録し、その勤務を終了したときは、その事実につき確認しなければならない。

(月の全日を欠勤により勤務しなかった場合の給与の支給)

第20条の2 前条にかかわらず、別に定めるものを除き、職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたり、承認がなく勤務しなかった場合又は事故による欠勤により勤務しなかった場合は、いかなる給与も支給しない。

(電子情報処理組織による申請)

第23条の2 任命権者において、電子情報処理組織(所属長の使用に係る電子計算機と届出を行う者又は命令を受ける者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を利用するにあたっては、それぞれ前条までに掲げる届出及び命令簿等の様式を踏まえたものによるものとする。

第2)に記録し、その勤務を終了したときは、その事実につき確認しなければならない。

(月の全日を欠勤により勤務しなかった場合の給与の支給)

第20条の2 前条にかかわらず、別に定めるものを除き、職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて事故による欠勤により勤務しなかった場合は、いかなる給与も支給しない。



(所属通知用)

様式第1(その2)

### 扶養親族(異動)届

所属名		氏名	
-----	--	----	--

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第9条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日  
任命権者様

配偶者 有  無

職員番号					

続柄	扶養親族氏名(カタカナ)						姓(漢字)			名(漢字)		
年号	生年月日	性別	同居・別居	収入の種類及び年収額	届出の事由及び事由発生日		※支給の始期・終期		備考			
			同・別				始	終				

続柄	扶養親族氏名(カタカナ)						姓(漢字)			名(漢字)		
年号	生年月日	性別	同居・別居	収入の種類及び年収額	届出の事由及び事由発生日		※支給の始期・終期		備考			
			同・別				始	終				

続柄	扶養親族氏名(カタカナ)						姓(漢字)			名(漢字)		
年号	生年月日	性別	同居・別居	収入の種類及び年収額	届出の事由及び事由発生日		※支給の始期・終期		備考			
			同・別				始	終				

(注) ※は記入しないで下さい。年号：明治-メ、大正-タ、昭和-シ、平成-ヘ、令和=レ、性別：男-1、女-2

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第8条の規定に基づき、上記のとおり認定する。

令和 年 月 日

※

受付年月日
令和 年 月 日

様式第1 (その3)

### 扶養親族異動修正通知書

(センター使用欄)

歴修正済み	支給担当 <input type="checkbox"/>	認定担当 <input type="checkbox"/>
修正前		修正後
____年__月__日～____-____-____-____		____年__月__日～____-____-____-____

C#	区	職員番号
0	1	1

続柄	シ				メ				イ				姓				名				
年号	生年月日				性別	該当	支給	廃止	精算	別居	収入	学生	税控	普通	特種	同特	源配				

続柄	シ				メ				イ				姓				名				
年号	生年月日				性別	該当	支給	廃止	精算	別居	収入	学生	税控	普通	特種	同特	源配				

続柄	シ				メ				イ				姓				名				
年号	生年月日				性別	該当	支給	廃止	精算	別居	収入	学生	税控	普通	特種	同特	源配				

C#	区	職員番号
0	3	1



様式第2(その2)

住居届

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第10条の2の規定に基づき居住の実情を届け出ます。

所属 コード( )		(所属通知用)	
氏名			
職員番号			
届出理由	1. 新規 2. 住居の変更 3. 住居表示の変更	4. 同居者(神戸市職員)の変更 5. 支給要件の変更 6. 廃止 7. その他( )	次の要件(1)~(4)のすべてを満たす場合のみ、借家・借間に係る住居手当の支給対象となります。 各要件の該当箇所について、必要事項を記入して下さい。 ※以下、扶養親族とは、扶養手当で認定されている者に関する
住居手当の支給の要件	1. 世帯主 2. 名義人 3. 世帯主より収入が多い 0. 廃止(非該当)	1. 持家 2. 親族の持家 3. 借家・借間 4. 神戸市の公舎・職員寮等 5. その他( )	要件(1) 借主 <input type="checkbox"/> 職員本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族・氏名( )・続柄( ) <input type="checkbox"/> 共同借受人がいる(共同借受人がいる場合のみ) <input type="checkbox"/> 扶養親族 / <input type="checkbox"/> 扶養親族でない <input type="checkbox"/> 同居 / <input type="checkbox"/> 別居・氏名( )・続柄( )
新住所	郵便番号	住所	要件(2) 借り受ける住居 <input type="checkbox"/> 借り受ける住居が次の①~④のいずれでもない ① 職員借舎/② 扶養親族が所有する住居/③ 扶養親族でない配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受けている住居/④ 職員又は扶養親族以外の者が借り受け、居住している住居
氏名	所属	続柄	下記4項目のうち、いずれか該当するものについて必要事項を記入 <input type="checkbox"/> 貸主である他人が所有している住居(他人には三親等以上の扶養親族でない親族を含む) <input type="checkbox"/> 同居している、扶養親族でない親族が所有する住居 ・親族の氏名( ) ・続柄(子・祖父・配偶者の祖父・孫・兄弟・姉妹) <input type="checkbox"/> 同居していない、扶養親族でない親族が所有する住居 ・親族の氏名( ) ・続柄(配偶者・父母・配偶者の父母・子・祖父・配偶者の祖父・孫・兄弟・姉妹) <input type="checkbox"/> 同居していない、扶養親族でない親族又は他人が借り受けている住居 ・所有者 氏名( ) 続柄( ) 住所( ) ・貸主 氏名( ) 続柄( ) 住所( )
(神戸市職員に限る)	住所	続柄	要件(3) 借り受けている住居が自ら居住するための住居であること <input type="checkbox"/> 自ら居住するための住居である
備考	本人名義確認済	届出理由発生日以降の住居手当等受給の有無	要件(4) 家賃を支払っていること ※家賃、敷金・礼金・光熱水費・共益費・店舗部分の賃料等は含まない <input type="checkbox"/> 家賃を支払っている ・支払額 月額 円 ・家賃額 月額 円(支払額と家賃額が異なる場合のみ記入)
認定欄	令和 年 月 日	1. 該当(市内/市外) 0. 非該当	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第10条の2の規定に基づき、上記のとおり認定する。
備考	令和 年 月 日	受理年月日	











附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和3年9月1日から適用する。

## 神戸市水道告示第14号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年10月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		廃止年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
左川設備	神戸市灘区灘 北通一丁目3 番3号	左川 房男	左川設備	神戸市灘区灘 北通一丁目3 番3号	令和3年9 月29日

## 神戸市水道告示第15号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和3年10月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

事業者			事業所		指定年月日
氏名又は名称	所在地	代表者	名称	所在地	
株式会社 朝日設備工業	大阪府高槻市 西面中一丁目 10番1号	代表取締役 井上 修治	株式会社 朝日設備工業	大阪府高槻市 西面中一丁目 10番1号	令和3年9 月30日
株式会社 左川設備	神戸市灘区灘 北通一丁目3 番3号	代表取締役 左川 房男	株式会社 左川設備	神戸市灘区灘 北通一丁目3 番3号	令和3年9 月30日
香山建設 株式会社	神戸市須磨区 妙法寺字石仏 谷1160番地の 9	代表取締役 香山 明善	香山建設 株式会社	神戸市須磨区 妙法寺字石仏 谷1160番地の 9	令和3年9 月30日
カミタ総合設備 株式会社	大阪府阪南市 黒田343番地 の2	代表取締役 中島 剛	カミタ総合設備 株式会社	大阪府阪南市 黒田343番地 の2	令和3年9 月30日

神戸市水道公告第52号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	灘（篠原本町他）配水管新設取替工事
工事場所	神戸市灘区篠原本町1～3丁目，篠原中町4丁目
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和5年3月31日                  （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>管布設延長：φ50-402.0m，φ75-390.4m，φ100-424.1m，φ150-96.8m                  φ200-6.1m</p> <p>管撤去延長：φ75-2.5m，φ100-7.9m，φ150-1118.7m，φ200-13.1m</p> <p>水管橋撤去 一式</p>
前 払 金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A，B，C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
施工実績	水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。

	ただし、等級が土木A又はBであり、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の土木一般の総合点数が1,080点以上のものは施工実績の提出は不要とする。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月24日（金）～10月8日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課



6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月11日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月12日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月13日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市水道公告第54号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工事名	神崎川ポンプ場場内整備工事
工事場所	大阪市東淀川区北江口2丁目（神崎川ポンプ場場内）
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	汚泥濃縮槽撤去工 一式，フェンス撤去工 124m，フェンス設置工 124m，張りコンクリート479㎡
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	とび・土工工事業又は鋼構造物工事業に係る建設業の許可
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階  
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

## 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月29日（水）～10月5日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年10月6日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年10月7日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月8日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム

ページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 交 通 局

### 神戸市交通公告第40号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月24日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

#### 1 入札に付する事項

工 事 名	学園都市駅照明設備更新工事
工事場所	西神・山手線 学園都市駅 神戸市西区学園西町1
完成期限	令和4年3月20日
工事概要	照明器具・電灯配線・電灯分電盤の更新のための工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	電気一般の総合点数が940点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以

	<p>上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年9月24日（金）～10月8日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年10月11日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年10月12日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年10月13日（水）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

## 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市交通公告第41号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年9月29日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

## 1 入札に付する事項

(1) 件名

西神・山手線三宮駅2番線ホーム柱サイネージ調達・設置

(2) 数量

一式

## (3) 納入場所

神戸市中央区北長狭通1丁目 市営地下鉄西神・山手線 三宮駅2番線

## (4) 納入期限

令和4年3月31日

## (5) 業務の概要

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

## 2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) クラウドサービス提供を行う組織が、ISO/IEC 27001認証を取得していること。

## 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課（電話番号078-984-0104）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）

御崎Uビル3階

## 5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

## 6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

## 7 入札説明書の交付期間及び交付方法

## (1) 交付期間

公告の日から令和3年10月13日（水）午後5時まで

## (2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

## (3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

## ア 交付期間

公告の日から令和3年10月13日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

## ウ 交付方法

無料交付

## 8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

## (1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の翌日から令和3年10月14日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（本市の休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

## (2) 紙入札による場合

## ア 提出期間

公告の日の翌日から令和3年10月15日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

## 9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

## 10 入札書の提出期間及び提出方法等

## (1) 電子入札による場合

## ア 提出期間

第1日目 令和3年11月16日（火）午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年11月17日（水）午前9時から午前10時まで

## イ 提出方法

入札説明書による。

## (2) 紙入札による場合

## ア 提出期限

令和3年11月17日（水）午前10時まで（書留郵便による入札については、令和3年11月16日（火）午後5時まで）に、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政



局業務改革課に到着していること。)

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年11月17日（水）午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）  
神戸市役所本庁舎1号館2階

12 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第10条の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の110分の

100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

15 特定調達契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

17 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年10月15日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

18 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Procurement and installation of digital signage.
  - (2) Quantity : 1set.
  - (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. October 15, 2021.
  - (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. November 17, 2021.
  - (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.
-

人事委員会

昇格に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第3号

昇格に関する規則の一部を改正する規則

昇格に関する規則（平成28年4月1日人委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">（その1～その3） [略]</p> <p>備考</p> <p style="padding-left: 40px;">1～14 [略]</p> <p>15 上表（その1）番号1，番号2，<u>番号4</u>の保育士，番号6及び（その2）番号3の保健師の職のうち，民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者の2級及び</p>	<p>別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">（その1～その3） [略]</p> <p>備考</p> <p style="padding-left: 40px;">1～14 [略]</p> <p>15 上表（その1）番号1，番号2 _____，番号6及び（その2）番号3の保健師の職のうち，民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者の2級及び</p>

3級の職務の級へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数及び必要在職年数並びに昇格起算日（3級以上の職へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数を算定する際の基準日をいい、下表中昇格起算日の項に規定する年数経過後の直近の4月1日又は10月1日をもってあてる。）は下表のとおりとする。なお、下表中業務の経験年数及び昇格起算日以後の業務の経験年数の算定にあたっては、前歴をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。ただし、昇格起算日以後の業務の経験年数を算定する場合は、学歴区分が大学卒である者及び下表番号1のうち、第2項に掲げる職の者を除き、前歴を換算した年数が下表中昇格起算日の項における業務の経験年数を超える年数に限るものとする。

3級の職務の級へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数及び必要在職年数並びに昇格起算日（3級以上の職へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数を算定する際の基準日をいい、下表中昇格起算日の項に規定する年数経過後の直近の4月1日又は10月1日をもってあてる。）は下表のとおりとする。なお、下表中業務の経験年数及び昇格起算日以後の業務の経験年数の算定にあたっては、前歴をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。ただし、昇格起算日以後の業務の経験年数を算定する場合は、学歴区分が大学卒である者及び下表番号1のうち、第2項に掲げる職の者を除き、前歴を換算した年数が下表中昇格起算日の項における業務の経験年数を超える年数に限るものとする。



		卒						
		中学			7		8	
		卒						
4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

## 採用試験（選考）案内

令和3年度神戸市育児休業代替任期付職員

採用予定日 令和4年3月1日以降随時

第一次試験 令和3年12月5日（日）

受付期間 インターネット：令和3年10月18日（月）～令和3年11月15日（月）正午

郵送：令和3年10月18日（月）～令和3年11月15日（月）消印有効

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：(078) 333-3330

## 採用試験案内

令和3年度神戸市会計年度任用職員（特定事務）

採用予定日 令和4年4月1日

第一次試験 令和3年12月5日（日）

受付期間 インターネット：令和3年10月18日（月）～令和3年11月15日（月）正午

郵送：令和3年10月18日（月）～令和3年11月15日（月）消印有効

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：(078) 333-3330

